（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部改正）

**第二条**　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を次のように改正する。

前文中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改める。

本則中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、信用金庫が発行する優先出資であって、その引受けに係る取得優先出資等（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二十五条第一項に規定する取得優先出資等のうち、協同組織中央金融機関（同法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいう。以下同じ。）が引き受けた優先出資に限る。）のみを信託する信託の受益権の同法第二十八条第一項の規定による買取りを行うべき旨の決定を預金保険機構と当該協同組織中央機関が受けたものについては、当該優先出資の発行価額を額面金額で除して得た値に百分の八を乗じて得た率とする。

**○金融庁告示第十六号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

（資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件の一部改正）

**第一条**　資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件（平成十一年金融再生委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

（預金保険法第六十条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を定める件の一部改正）

**第二条**　預金保険法第六十条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を定める件（平成十一年金融再生委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

前文中「第六十条第一項」の下に「（同法第百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加える。

**○金融庁告示第十七号**

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第二十九条の四第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める国内の者を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三　信用金庫

四　信用金庫連合会

五　信用協同組合

六　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

七　労働金庫

八　労働金庫連合会

九　農林中央金庫

十　株式会社商工組合中央金庫

**○金融庁告示第十八号**

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を次のように指定し、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　債券の売戻条件付売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十条第一項第二号ロに規定する売戻条件付売買をいう。）又は現金担保付有価証券借入（現金を担保として行う有価証券の借入れをいう。）について、国内に住所及び居所を有しない者に対する受渡代金に相当する額の債権又は差入担保金

二　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号中の貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの

三　銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の割引手形勘定に計上されるもの

四　銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の土地建物動産勘定に計上されるもの

**○金融庁告示第十九号**

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が指定するものとして次の者を指定し、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用し、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年金融庁告示第十七号）は、同日をもって廃止する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表一の項及び同表二の項に掲げる銀行並びに同告示第四条に規定する銀行持株会社

二　信金中央金庫

三　全国信用協同組合連合会

四　労働金庫連合会

五　株式会社商工組合中央金庫

六　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）第一条各号に掲げる者

**○金融庁・財務省告示第三号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、預金保険機構が資金援助等に係る株式交換等の承認を行うための基準を定める件（平成十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

前文中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」に改める。

第一号中「昭和四十六年法律第三十四号。」を削り、「法第二条第五項」を「同条第五項」に改め、第二号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」に改める。

**○金融庁・財務省告示第四号**

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の二十八第二項第五号及び第百三十九条第一項の規定に基づき、特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のとおり定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎

一　特定破綻金融機関等（預金保険法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備

二　特定破綻金融機関等の再建計画の策定

**○金融庁・財務省告示第五号**

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する同法第六十八条の二第二項並びに同法第百三十九条第一項の規定に基づき、預金保険機構が特定資金援助等に係る株式交換等の承認を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎